

日バス協技第352号
平成28年11月14日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人日本バス協会
会長 上杉 雅彦

事業用自動車の運転者等の覚醒剤等の使用禁止の徹底について

平素より当協会の活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
標記について、国土交通省自動車局安全政策課長から別紙のとおり通知がありましたので、会員事業者に対し、周知されるようお願い申し上げます。

担当：技術安全部（山川・仁保）
電話：03-3216-4015



別紙



国自安第153号
平成28年11月14日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長



事業用自動車の運転者等の覚醒剤等の使用禁止の徹底について

国土交通省では、事業用自動車の運転者による薬物使用の禁止を徹底するよう從来から機会あるごとに強力に指導してきたところです。

しかしながら、平成28年11月10日に、北海道のバス事業者の運転者が、東京都のバスの元運転者が、それぞれ覚醒剤取締法違反の容疑で逮捕されたとの報道がありました。

事件は現在、警察の捜査が進められていますが、国土交通省としては、覚醒剤を使用して運行なされた可能性もあり、これは、輸送の安全を使命とする自動車運送事業者の信頼を大きく失墜させる決してあってはならない悪質なものであり、誠に遺憾です。

つきましては、下記の事項について徹底を図るよう貴傘下会員に対して周知方よろしくお願ひいたします。

記

1. 運転者のみならず、従業員に対して、外部の専門的機関も活用しつつ、覚醒剤等が身体に与える影響について十分理解させ、覚醒剤等の使用が輸送の安全をおびやかすことを再認識させること。
2. 点呼時のみならず、運転者の行動や健康状態の把握を徹底し、覚醒剤の使用、異常な感情の高ぶり、睡眠不足等の確認をすること。



「麻薬、覚せい剤など薬物事案の予防対策について（平成21年6月19日
（社）日本バス協会）」から抜粋

II バス事業者が留意すべき事項等

1. バス事業に係る関係法令・規則等

前述の薬物乱用の規制に関する諸法令によるほか、運転者には道路交通法による罰則が適用されます。また、事業者には道路運送法が適用され、行政処分の対象となります。

（1）道路交通法第66条

何人も、前条第1項に規定する場合のほか、過労、病気、薬物の影響その他の理由により、正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転してはならない。

※罰則 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

（2）道路運送法第27条第1項（輸送の安全等）関係

1) 道路運送法第27条第1項（輸送の安全等）

旅客自動車運送事業者は、（中略）事業用自動車の運転者、車掌その他旅客又は公衆に接する従業員の適切な指導監督、（中略）その他の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な事項として国土交通省令で定めるものを遵守しなければならない。

2) 旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項（従業員に対する指導監督）

旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車の運転に対し、国土交通大臣が告示で定めるところにより、主として運行する路線又は営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について適切な指導監督をしなければならない。

3) 「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」の第1章2(9)交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法

長時間連續運転等による過労及び飲酒等の生理的要因並びに慣れ及び自分の運転技能への過信による集中力の欠如等の心理的要因が交通事故を引き起こすおそれがあることを実例を説明すること等により理解させる。また、運転中に疲労や眠気を感じたときは運転を中止し、休憩するか、又は睡眠をとるよう指導するとともに、飲酒運転、酒気帯び運転及び覚せい剤等の使用の禁止を徹底する。

※行政処分基準

薬物等使用運転を伴う重大事故を引き起こしたとして都道府県公安委員会から通知等があった場合であって、当該違反行為の指導及び監督を実施していなかった場合は事業停止処分。（重大事故を引き起こしていないなくても、処分日車数を加重）

2. 事業者として、実施しなければならない事項

従業員に対し、薬物の乱用の防止について周知徹底することは、事業者に課せられた最低限行わなければならない義務であります。

(1) 講習会の実施等

社員研修・事故防止集会等の機会を捉え啓発に努める。

また、警察担当者による講習などの機会に、道交法関係だけでなく、薬物の乱用による事例、危険性等についての講話を要請する。

(2) 社内規定の整備

予め就業規則に、覚せい剤等禁止薬物の所持・使用の禁止違反に対する懲戒処分及び診断の拒否又は診断結果に陽性反応があった場合には、乗務禁止とし、状況に応じて懲戒処分の対象となることを明確に規定しておくこと。

(3) 日常の管理

管理者は、点呼時における外的変化や日常の業務態度（寝坊による遅刻の頻発、服装の乱れなど）、風評の有無等に注意を払い、薬物乱用者であるかどうかの確認に努める。

乱用者をチェックする際の着眼点・留意点

1) 外形的特徴点

- ・顔色悪く頬がこけ痩せている。
- ・眼がどんよりし態度に落ち着きがない。
- ・腕に注射痕らしきものがある。
- ・私有車両に小さなキズが多い。
- ・鼻水が流れ続ける。鼻血が出やすい。
- ・ろれつが回らない。
- ・訳のわからないことを呟き続けている。

2) 留意点

一般的に、乱用者は、上記のような症状があると云われているが、必ずしも薬物の乱用者と断定することはできない。また、風邪薬でも同様の症状が出ることがあるほか、覚せい剤と同一反応を示す「オルソキシン（気管支喘息の薬）」「リンタン（眼病薬）」などがあるので、注意を要する。

3. 要注意者に対する措置に関する留意点等

薬物の乱用は、即、犯罪となるため、その扱いについては、人権擁護の觀

点から最大限慎重に行わなければなりません。このため、点呼時や日常業務態度、風評、外形的特徴等から総合的に判断し、薬物乱用の疑いのある者が判明した場合には、次の点に留意して医師（産業医等）による診断を行って下さい。

(1) 情報管理の徹底

薬物乱用の事実が確定するまでは、他の従業員等に情報が漏洩することのないよう管理を徹底すること。

(2) 健康診断(尿・唾液を採取して行う薬物検査を含む。)の受診

医師（産業医等）による健康診断を受けるよう指導する場合は、医療機関は本人から同意を得る必要があるため、予め本人から、尿・唾液による薬物検査を含むこと及びその結果は会社に連絡がある旨の承諾を得ておくこと。

(3) 尿、唾液の採取

本人の承諾があったとしても、医師（産業医）が必ず実施すること。

この場合も事前に労働組合に対し、会社が職員に対し指導して行う健康診断として、尿・唾液を採取して行う薬物検査を含む旨の了承をとっておくことが望ましい。

(4) 陽性反応が認められた場合には、

上記の医師（産業医等）による診断の結果、陽性反応があった場合は、警察等関係機関に相談する。

(5) 所持品の検査

疑わしい人間の所持品を検査することは、警察においてもその根拠をどのような法律に求めるか議論のあるところであり、実施する場合は、強制にわたることなく必ず本人の承諾を得る。

4. 健康診断等を活用する場合の課題・留意点

現在、薬物乱用に係る診断は法定項目ではないが、これを積極的に導入しようとする場合には、次の課題・留意点があります。

(1) 実施する場合の課題として、次の3点が挙げられる。

- 1) 薬物検査には、相当の費用が伴うこと。
- 2) 薬物は、使用後一定の時間を経過すると反応しないこと。

診断期日を予告して行っている定期健康診断において、乱用者を特定することは難しい面がある。

- 3) 大量の検体（尿）が必要とされる場合がある。

仮に、抜き打ち的に行ったとしても、短時間のうちに、検体（大量の尿等）を採取・確保できない場合もある。

(2) 上記課題を踏まえたうえで、実施しようとする場合の留意点

- 1) 雇入時に薬物検査を行う場合には、
 - ・医師（産業医等）と協議のうえ、診断項目に薬物検査項目を加えるとともに、会社に対する診断結果の開示を確認しておくこと。
 - ・事業者は予め、検査結果に係る情報を取得する目的を本人に明らかにして承諾を得ること。
- 2) 定期健康診断時に薬物検査を行う場合には、
 - ・健康診断項目に、特別な職業上の必要があり、かつ、本人の明確な同意を得たうえで薬物検査を行う旨明確に規定すること。
 - ・診断結果は、医師（産業医等）が会社に開示できるようにすること。
 - ・陽性反応があった場合には、警察に相談すること。

(3) 上記措置を実施するときは、

あらかじめ労働組合（労働組合のない場合は、従業員の過半数を代表する者）の了解を得、労働協約を締結する等の措置を講ずること。

参考資料

乱用されている薬物

(1) 覚せい剤

形状は、主に白色の粉末や無色透明の結晶であるが、錠剤型もある。

乱用方法は、水溶液を注射する方法が一般的であるが、他には火であぶつて煙を吸う、飲み物に入れて飲むといった方法がある。

覚せい剤には、神経を興奮させる作用があり、乱用すると眠気や疲労感がなくなり、頭が冴えた感じになるが、そのような効果も数時間で切れ、その後は、激しい脱力感、疲労感、倦怠感に襲われる。

また、特に依存性が強く、乱用を続けると覚せい剤精神病の状態となり、幻覚や妄想が現れるほか、時には錯乱状態になって、発作的に他人に暴行を加えたり、殺害したりすることがある。

このような症状は、乱用を止めても長時間にわたって残る危険性があり、多量の覚せい剤を摂取すると、高熱、全身けいれんを起こし、意識を失い死亡することがある。

(2) 大 麻

大麻とは、アサ科の1年草である大麻草とその製品をいい、①マリファナ（大麻草の葉を乾燥させた乾燥大麻で茶色または草色のもの）、②ハシッシュ（樹脂や若芽をすりつぶして固めた大麻樹脂で暗緑色の棒状または板状等のもの）、③ハシッシュオイル（葉や樹脂から成分を抽出した液体大麻で粘着性のある暗緑色または黒色のタール状の液体のもの）があり、通常は、乾燥した葉等をキセル、パイプ、水パイプ等を使用して吸煙するが、そのまま食べ

る、溶液として飲むものもある。

乱用すると、一般的には、気分が快活、陽気になるといわれているが、その一方で、視覚、聴覚、味覚、触覚等の感覚が過敏になり変調をきたしたり、現在、過去、未来の観念が混乱して思考が分裂し、感情が不安定になって興奮状態に陥り、暴力や挑発行為を行うことがあり、さらには幻覚や妄想等に襲われるようになるほか、何もやる気の起こらない「無動機症候群」に陥ることもある。

その他、身体的な影響としては、吐き気、めまい、筋力の低下、平衡感覚の障害が現れる。

(3) MDMA・MDA

MDMAは、俗に「エクスタシー」等と呼ばれ、本来は白色粉末であるが、様々な着色がされ、文字や刻印の入った錠剤の形で密売されている。

MDAは、「ラブドラッグ」等と呼ばれ、本来白色粉末ではあるが、錠剤の形で密売されている。

いずれも、覚せい剤と似た化学構造を示す薬物で、けしやコカ等の植物からではなく、化学的に合成された幻覚剤であり、視覚、聴覚を変化させる作用がある。また、強い精神的依存性があり、乱用を続けると錯乱状態に陥ることがあるほか、腎・肝臓機能障害や記憶障害等の症状が現れことがある。

(4) コカイン

コカの木の葉を原料とした薬物で、無色の結晶または白色の結晶性粉末で、鼻粘膜からの吸引のほか、経口による方法で乱用されている。

覚せい剤と同様に精神を興奮させる作用があるが、その効果の持続時間が30分程度と短いため、精神的依存が形成されると1日に何度も乱用するようになり、乱用を続けると幻覚時の症状が現れ、大量に摂取すると呼吸困難

により死亡することもある。

(5) あへん

けしから採取された液汁を自然に凝固させたもので、黒褐色で特殊な臭い（アンモニア臭）があり、調整したあへん煙膏として特殊なキセルに塗って炎にかざし、出てきた煙を吸引する方法や経口による方法で乱用されている。

乱用すると強い陶酔感を覚えるが、精神的、身体的依存性が生じやすく、常用すると慢性中毒症状を起こし、脱力感、倦怠感を感じるようになり、やがては精神錯乱を伴う衰弱状態に至る。

(6) ヘロイン

ケシから採取された、あへんから抽出したモルヒネを精製して作られ、純粋なヘロインは白色粉末であるが、純度の低いものに灰色や灰褐色のものもあり、粉末のほかに棒状、板状、粒状等さまざまな形状のものがある。

また、一般的には無臭であるが、なかには酢酸の臭いのするものもあり、静脈注射のほか、火であぶって煙を吸う方法、吸引具により吸引する方法、経口による方法で乱用されている。

乱用すると、神経を抑制する作用があり、強い陶酔感を得られることからこのような快感を忘れられず乱用を繰り返すようになり、強い精神的依存、身体的依存が形成され、2～3時間ごとに摂取しないと、体中の筋肉に激痛が走り、悪寒、嘔吐、失神などの激しい禁断症状に苦しむこととなり、その苦しさから精神に異常をきたすこともあり、大量に摂取すると、呼吸困難、昏睡の後、死に至る。

(7) 向精神薬

中枢神経系に作用して、精神機能に影響を及ぼす物質で、その薬理作用によって、鎮静剤系と興奮剤系とに大別される。

向精神薬は、ほとんどが医薬品として流通しているが、医師の指示によらずに乱用すると、精神が不安定になる、判断力が鈍くなる、歩行失調になるなど、心身への障害が生じ大変危険なため、その不正な取引は法律により禁止されている。

(8) シンナー等有機溶剤

シンナー等の有機溶剤を、乱用すると神経が抑制されてぼんやりとし、酒に酔ったような状態となり、乱用を続けると、集中力、判断力が低下し、何事にも無気力になるほか、幻覚や妄想などの症状が現れる。

また、身体に与える影響も大きく、心臓、肝臓、腎臓、呼吸器系、生殖器官に障害が生じるが、特に乱用によって大脑が萎縮すると、一度破壊された脳の働きは、乱用を止めても決して元には戻らない。

(9) その他の麻薬

1) LSD

合成麻薬の一種で、水溶液を染み込ませた紙片、錠剤、カプセル、ゼラチン等があり、経口または飲み物とともに飲むなどして乱用されている。

乱用すると強烈な幻覚作用が現れ、特に幻視作用が強く、わずかな量で、物の形が変形・巨大化して見えたり、色とりどりの光が見えたりする状態が8～12時間続き、乱用を続けると長期にわたって神経障害をきたすことがある。

2) マジックマッシュルーム

麻薬成分であるサイロシン又はサイロシピンを含み、幻覚作用を有するキノコの俗称で、摂取すると直後から不安感、脱力感、口唇の痺れが出現し、攻撃的な行動や自殺を試みることがある。

3) ケタミン

昭和45年から人を対象とした医薬品として市販され、現在は動物用医薬品としても用いられているが、平成19年から麻薬として指定され規制対象となっている。国内では、「K」「スペシャルK」などと呼ばれて、主に粉末状のものが密売されており、MDMA等錠剤型麻薬に混合されている事例も多い。

4) 違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）

麻薬等と同様に多幸感、快感等を高めるものとして「合法ドラッグ」等と称して販売されて製品であるが、乱用者自身の健康被害の発生にとどまらず、麻薬、覚せい剤等の乱用の契機（ゲートウェイ）となることが懸念されるとともに、犯罪に利用される恐れもある。

「薬事法」により、幻覚等の作用を有する39種類の物質が「指定薬物」として、医療等一定の用途に供する場合を除いて、その製造、輸入、販売等が禁止されている。

以上、一般的な事項を記したが、その他詳細については、最寄りの警察署または都道府県薬事課、警察庁HP等を参照してください。